

各府県におけるアライグマの捕獲・防除に関する体制の現状と課題

(参考資料4) 各府県におけるアライグマの捕獲・防除に関する体制の現状と課題

	滋賀県	京都府	大阪府		兵庫県	奈良県	和歌山県
(1)担当部局、関連部局				(1)担当部局、関連部局			
①担当部局課	琵琶湖環境部自然環境保全課	森林保全課	動物愛護畜産課	①担当部局課	農林水産部森林動物共生室	農林部森林保全課	環境生活総務課(環境関係部署)
②関連部局課(連携内容)		自然・環境保全室(外来生物法の総括) 動物愛護室・畜産課(殺処分実施の協力) 文化財保護課・文教課 (重要文化財にかかる被害調査)	農と緑の総合事務所 緑地整備課(5事務所)  (有害鳥獣捕獲許可、市町村指導等)	②関連部局課(連携内容)	健康生活部自然環境保全課(対策検討等)  健康生活部生活衛生課(対策検討等)	生活環境部生活衛生課(情報提供)	エコ農業推進室
(2)防除・捕獲の体制				(2)防除・捕獲の体制			
①体制の概要	・各市町から、有害捕獲申請し、県が許可することで対応している。	・農林業被害、生活環境被害対策として、有害鳥獣捕獲事業の中で市町村が実施する有害鳥獣捕獲に要する経費に対して助成。 捕獲した個体の処分が市町村で実施できない場合に、殺処分を府が支援する体制の準備を進めている。	・大阪府アライグマ捕獲等実施要領を策定。 ・市町村が鳥獣法に基づく有害鳥獣捕獲により実施。 ・従事者は市町村職員、猟友会支部員、自治会・個人などであり各市町村の状況により異なる。 ・捕獲方法は捕獲器を基本とし、非免許保持者も従事者としている。(捕獲籠等でイノシシ等の捕獲と併せて許可する場合は別) ・捕獲個体は安楽死措置するよう指導。 ただし、市町村で安楽死措置ができない場合は依頼をうけ大阪府が安楽死措置を支援。 ・最終処分(焼却処分)は市町村が行う。	①体制の概要	【外来生物法に基づく防除の予定】 ・県が、防除のガイドラインである「兵庫県アライグマ防除指針」を策定 ・市町は、県の指針に沿って防除実施計画を策定し国の確認を受け、防除を実施  【鳥獣保護法に基づく捕獲】 ・市町が、地域の捕獲班に依頼して有害鳥獣捕獲を実施中	・捕獲は従来通り、有害捕獲でおこなっている。 ・アライグマの有害捕獲の許可権限は市町村にあるので、市町村に外来生物法の周知をした上で、有害捕獲を実施するようしてもらっている。	・市町村が有害捕獲を行うほか、必要に応じて防除実施計画に基づき、防除を行う。
②根拠となる法律	鳥獣法	鳥獣法	鳥獣法	②根拠となる法律	外来生物法、鳥獣法	鳥獣法	外来生物法、鳥獣法
(3)防除計画の有無と概要	なし	なし	なし	(3)防除計画の有無と概要	なし	なし	なし
(4)調査研究の有無と概要	なし	なし	【平成17年度調査の内容】 ・基礎データ(捕獲場所、日時、雌雄、外部計測、体重、目視による繁殖状況確認) ・寄生虫調査(アライグマ回虫) ・DNA分析による家系(母系)分析 ・フィラリア調査、消化器寄生虫調査、繁殖(胎盤痕)調査、タニ調査 (※一部個体のみ)	(4)調査研究の有無と概要	・アライグマの生息実態(分布状況、捕獲状況等) ・アライグマの解剖調査(年齢構成、妊娠率把握、食性、寄生虫調査、DNA分析等) ・アライグマによる被害状況(農業、人間生活環境) ・効果的なアライグマ被害防止法考察	なし	なし
(5)現状及び今後の課題、問題点	・近隣府県の状況から推測すると、今後出件件数、被害件数が急激に増加することが予想される。 ・各市町で捕獲体制や県で処分方法を整備・強化することが課題である。	・外来生物法に基づく防除に対する助成制度がないため、有害鳥獣対策として実施せざるを得ない。 ・鳥獣法に基づく有害鳥獣捕獲許可で実施することとしているが、処分のための移動が禁止されているため、外来生物法に基づく移動の許可を得る必要がある。	【課題】 ・妊娠率(0才、1才、2才以上)の把握。 ・冬期の生息実態把握と捕獲推進・効率UP。 ・消極的な市町村の説得。 【問題点】 ・外来法の所管が整理されていないこと。(生態系被害で動くセクションなどないのが現状。) ・予算、人員が確保できていないこと。 ・安楽死措置にかかせない麻酔薬(ケタミン)が麻薬指定された場合、家畜保健衛生所の協力が難しくなること。	(5)現状及び今後の課題、問題点	・殺処分(安楽死)方法の確立 ・県民への正しい知識の普及啓発 ・市町の予算確保、体制整備 ・すみやかな防除の実施 ・捕獲体制の整備、充実	・外来生物法を所管する部局が決まっていない ・予算、人員配置など ・安楽死処分のための施設がない	・市町村によって、被害状況に違いがあるため、防除に対する認識に差異がある。 ・今後は、計画防除による捕獲の利点をさらにアピールし、市町村による防除の促進を図っていきたくと考えている。
(6)その他、参考事項等	希少種の保護対策、外来種対策および有害鳥獣対策を柱とする「ふるさと滋賀の野生動物植物との共生に関する条例案」を本年2月議会で提案したところであり、今後、外来種対策についても総合的計画的な取組を推進することとしている。		【参考】 ○大阪府アライグマ捕獲等実施要領 ○大阪府アライグマ被害対策検討委員会 ○大阪府アライグマ対策連絡協議会	(6)その他、参考事項等	【参考】 ○「特定動物対策検討委員会」(H17年度2回開催) ○「兵庫県アライグマ防除指針」(H18年4月頃策定予定)		